

[事案 25-157] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 6 月 11 日 和解成立

<事案の概要>

貯蓄型の商品であると錯誤して契約したことを理由に、契約を無効とし、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 9 月に契約した定期保険特約付養老保険は、以下の理由により錯誤による無効であるので払い込んだ保険料を返してほしい。

- (1) 配偶者は、姉である募集人から勧誘を受け「貯蓄型の商品であれば契約しても良い」と回答したが、実際は、貯蓄部分の保険料は 1/4 にすぎなかった。
- (2) 募集人が作成した手書きの資料によって説明を受け、満期時には配当金を含んだ受取金額が確定額として受け取れると誤信した。
- (3) 募集人は契約の提案前に、契約申込書に勝手に署名捺印した等、不適正な取扱いを行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約には養老保険部分（貯蓄部分）も相当程度あることから、要素の錯誤があったとは必ずしも言えない。
- (2) 申立人は毎年契約内容を説明する通知を受領しながら、20 年以上にわたり保険契約を継続しており、また、本契約の特約（掛捨て部分）にもとづく入院給付金等を受け取っていることから、契約内容を追認していたと言える。
- (3) しかしながら、募集人の募集態様等は適切なものではなく、和解による解決が検討できる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。